

令和4年4月吉日

日本産婦人科医会会員各位

公益社団法人 日本産婦人科医会

がん部会担当常務理事 鈴木 光明

HPV ワクチンの接種スケジュールについて

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

本会の事業活動に深い御理解と御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年4月から HPV ワクチン接種の「積極的な勧奨」が再開されました。

接種に当たって、会員の先生方から接種スケジュールに関する問い合わせがしばしばございます。そこで改めて HPV ワクチンの接種、とくに接種スケジュールに関してお知らせいたします。

敬具

・ HPV ワクチンの接種間隔について：

HPVワクチンの接種間隔についての現在の取扱い

<添付文書>

	サーバリックス (GSK、2価)	ガーダシル (MSD、4価)
用法・用量	10歳以上の女性に、通常、1回0.5mLを0、1、6ヵ月後に3回、上腕の三角筋部に筋肉内接種する。	9歳以上の者に、1回0.5mLを合計3回、筋肉内に注射する。通常、2回目は初回接種の2ヵ月後、3回目は6ヵ月後に同様の用法で接種する。
用法・用量に関連する注意 (接種間隔)	本剤の接種上、やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2回目の接種は1回目の接種から1～2.5ヵ月の間で、 3回目の接種は1回目の接種から5～12ヵ月の間で調整 すること。	1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。 なお、本剤の2回目及び3回目の接種が初回接種の2ヵ月後及び6ヵ月後にできない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1ヵ月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも3ヵ月以上間隔を置いて実施すること。

<定期接種実施要領>

	サーバリックス (GSK、2価)	ガーダシル (MSD、4価)
	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、 当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2年半以上の間隔をおいて1回行うこと。	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、 当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。

(第47回 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 資料1より)

上記の<定期接種実施要項>を確認の上、適切な接種間隔で接種を行ってください。

とくにキャッチアップ接種の女性では標準的な接種スケジュールから逸脱していることが多く

ありますので、実施要項の後半の部分をご参照ください。

(注) 定期接種における「1月」の考え方：

予防接種法に基づく定期接種の接種間隔は、民法を根拠に解釈されます。

暦に従って期間の末日を計算しますので、「1月の間隔を置く」とは、翌月の同日の前日に1ヵ月経過したと考えます^{※1}。したがって、翌月の同日から接種可能になり、翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月最終日の翌日(つまり1日)から接種可能になります。

(例：1月15日→2月15日・1月31日→3月1日)

・キャッチアップ接種における接種間隔：

2022年4月より始まったキャッチアップ接種は、予防接種法に則って実施されます^{※2}。接種間隔についても、定期接種と同様のスケジュールとなります^{※3}。

なお、HPV ワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者の接種間隔は、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔となります。詳細は「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」の第2の7を参照ください^{※4}。

<引用>

※1：民法143条

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089>

※2：予防接種法施行令の一部を改正する政令(政令第105号)[公布：令和4年3月25日、施行：令和4年4月1日]において、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間、平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子も対象者に追加されました。

※3：厚生労働省 HPV ワクチンに関する情報提供資材 (HPV ワクチンのキャッチアップ接種に関するリーフレット)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>

※4：「HPV ワクチンのキャッチアップ接種の実施等について」令和4年3月18日付け健発0318第3号厚生労働省健康局健康課長

<https://www.mhlw.go.jp/content/000915791.pdf>